

福岡市ベンチ購入費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市ベンチ購入費補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、歩行者が気軽に休憩できる場所にベンチを設置する者に対し、ベンチ購入の費用に対する補助金を交付することにより、高齢者・障がい者・子育て世代等、誰もが気軽に、安心して外出したくなるまちづくりを促進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地権者等 地権者及び地権者から土地を借り受けている者
- (2) 地域団体 次のいずれかに該当する者
 - ア 自治会・町内会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体
 - イ 自治協議会 福岡市自治協議会に関する要綱第2条第1項に規定する自治協議会
 - ウ その他 ア又はイに準ずるものであって、適格な管理能力を有すると認められる団体

(仕様)

第4条 この要綱におけるベンチは、次の各号の全てに適合するものでなければならない。ただし、同等以上の仕様と市長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 複数人の大人が安心して腰掛けられること。
 - (2) 地権者等又は地域団体が自ら製作したものその他使用する際の危険度が高いものでないこと。
 - (3) 座面及び背もたれの材質は、容易に壊れないものであること。
 - (4) 誰もが気軽に利用することができるものであり、座面高、座面奥行等については高齢者の利用に配慮されていること。
 - (5) 企業広告を主目的としたものでないこと。
- 2 地域団体が道路管理者からの道路占用許可（以下「道路占用許可」という。）を受けてバス停付近の歩道に設置するベンチは、前項各号に掲げるもののほか、道路管理者が定める仕様を満たすものでなければならない。

(管理)

第5条 この要綱によるベンチ購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けて設置するベンチの管理及び維持補修については、ベンチを設置する地権者等及び地域団体が責任をもって行うものとする。

(設置場所)

第6条 補助金の交付対象となるベンチは、次の各号のいずれかの場所に新たに設置するものとする。

- (1) バス停付近の私有地
- (2) 地域団体が要望する場所の私有地（道路沿いに限る。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。）
- (3) バス停付近の歩道のうち、道路占用許可を受けた箇所（地域団体が設置する場合に限る。）

(補助金交付対象者)

第7条 補助金の交付対象者は、前条第1号及び第2号に掲げる場所に設置する場合は地権者等とし、同条第3号に掲げる場所に設置する場合は地域団体とし、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (2) 第19条第2項各号に掲げる者に該当しない者であること。

(補助金の額)

第8条 補助金の交付対象となる経費は、当該年度内に設置されるベンチ購入に要する費用（運搬費、設置費、消費税及び地方消費税を含む。以下この条において同じ。）とする。

- 2 補助金の額は、予算の範囲内において、ベンチ購入に要する費用（以下「購入費用」という。）の額とし、1基あたり15万円を上限とする。ただし、福岡市以外の者が購入費用の一部を負担する場合は、購入費用から当該負担額を控除した額を補助対象額とし、当該補助対象額の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 福岡市ベンチ購入費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) ベンチ購入予定額のわかる書類
- (3) 第6条第2号に掲げる場所に設置する場合は地域団体の要望書
- (4) 第6条第3号に掲げる場所に設置する場合は道路占用許可書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の申請回数)

第 10 条 ベンチ 1 基につき、申請は 1 回限りとする。ただし、当該ベンチが申請者自らの責めに帰すべき事由によらずに破損した場合等はこの限りではない。

(補助金交付の決定及び通知)

第 11 条 市長は、第 9 条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めた場合は、速やかに交付の決定をし、福岡市ベンチ購入費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めた場合は、速やかに申請者に対しその旨を通知するものとする。

(補助事業の変更)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付決定通知後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、福岡市ベンチ購入費補助金変更交付申請書（様式第 3 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することが適当であると認めた場合は、速やかに変更交付の決定をし、福岡市ベンチ購入費補助金変更交付決定通知書（様式第 4 号）により、補助事業者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第 13 条 補助事業者は、当該補助事業の完了後、速やかに次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 福岡市ベンチ購入費補助金事業実績報告書（様式第 5 号）

(2) 補助事業の成果を証する書類等

(3) 支出証拠書類

(補助金の額の確定)

第 14 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市ベンチ購入費補助金額確定通知書（様式第 6 号）により、速やか

に補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第 15 条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助事業の終了前に交付することが適当と認める場合には、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときは、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときは期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

(処分を制限する財産等)

第 16 条 規則第 22 条第 2 号に規定する市長が定める重要な資産は、ベンチとする。

(交付決定の取消)

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 規則第 22 条の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める理由が生じたとき。

2 前項の規定は、第 14 条の規定による通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、福岡市ベンチ購入費補助金交付決定取消通知書（様式第 7 号）により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(暴力団の排除)

第 19 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の

決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（その他）

第 20 条 補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

（委任）

第 21 条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
- 1 この要綱は、平成 30 年 6 月 12 日から施行する。
- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（期間）

- 2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（期間）

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。